

家畜衛生情報



平成 28 年 9 月 30 日
 (通算第 275 号)
 問い合わせ先
 長野県庁園芸畜産課
 電話 026-235-7232

**渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えます！
 鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策をお願いします！**

平成 28 年 6 月にロシアとモンゴルとの国境付近において、アオサギ等の水鳥から H5 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス、平成 28 年 8 月に米国アラスカ州において、マガモから H5N2 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

「平成 26 年度冬期における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」や米国アラスカ州等で渡り鳥からウイルスが確認されている状況をみると、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家きんの早期発見・通報をお願いします。

**常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、
 直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！**

- 同一鶏舎における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の 2 倍以上となった場合
 (明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ (青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の
 症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合
 又はまとまってうずくまっている場合



平成26年度冬期における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書
 ウイルスが北方の渡り鳥の営巣地や中継地に持ち込まれ、これらの地域でウイルスが維持された場合、シベリアなどから東アジア地域に飛来する渡り鳥はもちろんのこと、北米地域の渡り鳥とアラスカなどで接触する可能性のある渡り鳥が、越冬のために日本へ飛来することによって、新たにウイルスが持ち込まれる可能性は否定できない。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

